

## 権原市特別職報酬等審議会 2回目 会議録

- 1 日 時 令和7年11月5日（木）午前10時から  
2 場 所 分庁舎4階コンベンションルーム  
3 出席者 委員 田中会長、五味委員（職務代理）  
50音順 栗本委員、千葉委員、島本委員、藤田委員、榎見委員、森脇委員  
※欠席：中谷委員  
事務局 加護理事兼総務部長、竹村総務部副部長、河合人事課長（司会）  
松村人事課課長補佐、森本人事課給与係長、穴口人事課主査、  
久保人事課主査

### （1）開会

### （2）審議

#### 1. 第1回審議会内容の確認

- ・資料に基づいて特別職等の報酬額の他市比較（県内12市、類似団体30市）を行った結果、市長・副市長・教育長については県内ではやや高く、類似団体の中では平均よりやや低い状況。議長・副議長・議員については県内ではやや高く、類似団体の中でもやや高い状況。
- ・行政委員会委員については、支給単位（月払い・日払い）において違いはあるものの、類似団体の中では上位。
- ・財政状況の比較では県内では上位、類似団体では平均よりやや上位の状況。ただし市単独の財政状況については厳しい状況が続いている。
- ・社会情勢は民間企業において給与総額の増加は認められるものの消費者物価指数も上昇。人事院勧告は若年層を中心に給与引き上げの勧告。
- ・行政委員会の報酬を、平成23年に月額から日額に変更し、平成26年に再度日額から月額に変更した経緯について、平成22年に他自治体において月額支給の是非を問う裁判があり、月額支給ではなく活動実績に応じた支給とすべく日額制を導入した。その後、裁判の結果、最高裁において月額制の支給も認められるという経緯があり再度検討した結果、日額制の移行により報酬額の増加や実働時間の積み上げによる事務負担の増大等がみられたため、再度見直しを行い月額制に変更した。
- ・財政状況を詳しく知るため、今年度の決算見込みの資料は出せるかと質問いただいたが、これについては、今の段階では出ない。ただ、過去からの決算状況の資料により財政状況を説明。様々な見方はあるが、地方債現在高については令和2年から令和5年、またその先についても減少している。また基金の状

況でも合計額が令和2年度は63億円、令和5年度は92億円、令和6年度にも増えているが、令和7年度はこの額を崩さないといけない。今の状況だけでみると悪くなっているという状況ではないが、今後も本庁舎建設等の投資が控えているため、これが影響し、負担が増えしていくことになる。また県内・類似団体との比較でも令和4年度に開催した際の同資料を追加するので、その数値と比較し参考にしていただきたい。

## 2. 特別職の報酬等について

## 3. 行政委員会の委員報酬等について

### 【資料】

- 資料 1 類似団体30市（Ⅲ-3）一覧（人口100,000人以上150,000人未満）
- 〃 2 檜原市特別職報酬額の推移
- 〃 3 檜原市特別職・一般職給料月額・年収比較表
- 〃 4 県内12市 特別職報酬額（月額・年収）（本則）
- 〃 5 県内12市 特別職報酬額（市長・副市長・教育長）減額措置状況
- 〃 6 県内12市 特別職報酬額（月額・年収）（減額調整後）
- 〃 7 県内12市 特別職報酬額比率一覧
- 〃 8 類似団体30市（Ⅲ-3） 特別職報酬額（月額・年収）（本則）
- 〃 9-1 類似団体30市（Ⅲ-3） 特別職報酬額（市長・副市長・教育長）減額措置状況
- 〃 9-2 類似団体30市（Ⅲ-3） 特別職報酬額（議長・副議長・議員）減額措置状況
- 〃 10 類似団体30市（Ⅲ-3） 特別職報酬額（月額・年収）（減額調整後）
- 〃 11 類似団体30市（Ⅲ-3） 特別職報酬額比率一覧
- 〃 12 檜原市行政委員会報酬額等一覧表
- 〃 13 県内12市 行政委員会委員報酬額
- 〃 14 類似団体30市（Ⅲ-3） 行政委員会委員 報酬額
- 〃 15 近年の景気動向
- 〃 16 人事院勧告の実施状況（行政職（一）関係）
- 〃 17 檜原市給与削減状況
- 〃 18 県内12市 財政状況
- 〃 19 類似団体30市（Ⅲ-3） 財政状況

- 〃 20 令和6年度 決算状況等調査表
  - 〃 21 平成28・令和元・令和4年度特別職報酬等審議会答申概要
  - 〃 22 用語
- 追加資料 令和3年度 決算状況等調査表  
令和4年度 決算状況等調査表  
令和5年度 決算状況等調査表  
令和4年度特別職報酬等審議会資料 19  
令和4年度特別職報酬等審議会資料 20

### 【質疑応答】(特別職)

会 長：報酬が相当か引き上げるべきか、引き下げるべきかについて、各委員の考え方を伺いたい。論点として3点あり、社会情勢、財政状況、類似団体との比較となる。

物価高で実質賃金が低くなったので、賃金を上げようというのが社会の情勢になっている。ただこれは一般の労働者の問題であって、特別職は違うのではないかという意見もあってよい。ただ、この情勢に逆らって報酬を引き下げたらということにはならない。財政状況について権原市はどうかという問題だが、財政は厳しいということで間違いないか。以前非常事態宣言がとられていて、今も続いているのか。

事務局：現在は解除されていますが、財政は厳しい状態である。予算を組む際も貯金を取り崩さないと組めない状況である。決算としても悪いわけではないが、厳しい状況である。

会 長：決してゆとりがある、余裕がある財政ではないということで。

そのため賃金アップと比例して特別職の報酬もアップするはどうか。  
まず報酬を上げるかという点ではどうか。

委 員：報道では賃金は上昇傾向である。権原市の財政的には大変であるが、県内の自治体と比較すると上位である。また類似団体と比べても財政的には良い。特別職は土日祝日もほとんど働いている。そのため人事院勧告に近い率で、特別職の報酬についても上げたらよいと思う。

委 員：社会情勢的には賃上げになっていることに関して、特別職はそれに相当するのかは厳しいという見解

である。中小企業も賃上げが厳しいという状況も実際出てきている。従業員の賃上げが可能であれば社長や経営職の方自身の賃上げをしたいと思うがそれは厳しいという状況。そのため社会情勢としての賃上げは厳しいと思う。物価高について考慮すると現状維持か若干の引き上げがあつてもよいのではないかというのが見解である。ただ引き上げとなると住民感情という面からも、しっかりとした告知も考える必要があると思う。

委 員：権原市の人団から考えると、この報酬額は相当ではないかと思っているので、ここより下げるという考えはない、まず現状維持で良いのではと思う。財政状況について、令和6年度の単年度収支はマイナス3億7千万円だが、実質収支は6億3千万あるということなので、引上げでも良いと思う。ただ、ネガティブに考えると令和6年度の単年度収支がマイナス3億7千万円が令和7年度はどうなるのかが懸念なので、そこを考慮するのであれば現状維持である。

今回の追加資料の19・20と前回いただいた資料の18・19それぞれ令和3年度の実績と令和6年度の実績かと思うが、県内と類似団体の比較で位置づけ的には良いも悪いも変わっていない。もちろん他の市も頑張っている中での位置づけなので引き下げはないかと思う。今後、令和7年度、8年度の数値がどうなっていくのか、行政サービスの方も向上させていただきたいという期待も込め引上げもあるのかと思う。

会 長：資料18・19では財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などがありますが、県内では2番、将来負担比率は4番で決して悪くはないが、類似団体の中では13番、18番、14番、26番となっており、将来負担比率は少し不安があるのでないかと思うがどうか。

事務局：将来負担比率ですが、県内では上位ではあるが、資料では大和郡山市や生駒市は横線を引いている。これは負担がないという状態である。将来負担比率は借金等から計算するが、今後本庁舎の建設等、大きい投資をするときには借金というのが必要になってくる。そうなれば将来負担比率は間違いなく悪化する。

委 員：社会情勢的には上げるムードであると思うが、そのムードがあるから上げた方が良いというのは違うと思う。権原市民として市長がどういう仕事をされて、休日もどういう働きをされているのか、目に見えてわからない。それをしっかりと市民に分かるように説明し、こういう仕事内容や働き方で休日もでている、こういう政策もしている。その結果、私たち市民に還元されたとなれば、市民としては市長頑張っ

てくれたと思い、上げても良いというムードになると思うが、経済状況が上げる傾向にあるから、上げた方が良いというのは違うかと思うので、現状維持で良いのかと思う。

委 員：先ほどの住民感情や満足度が大事との意見があったが、まさにその通りと思う。今年の10月に日本女性会議が樋原市であったが、市長も一生懸命やってくださっていた。先ほどの意見で特別職の方がどういったことを樋原市のためにしているのか市民に見えてないというのがあった、そのあたりは今後の課題だが一生懸命やってくださっている姿を見た者としては下げるのではないかと思う。財政の数値が良いのであれば少し上げても良いのではと思う。ただそれは住民の満足度と連動したことではあるが、特別職の方々が樋原市のためにとても頑張っていただいているのは感じているので、少なくとも現状維持か上げても良いのではと思う。

委 員：人事院勧告によると国家公務員と民間の給与が約3.6%開きがあり、民間の方が公務員の給与より高いと言われている。民間の数値は民間給与実態調査によるが、その調査も今回から対象規模を広げた。その中で開きがあるということで、民間の給与より公務員の給与が低いという状況である。奈良県においても国ほどではないが民間の方が約3.1%高いと言われている。特別職と一般職を比較できるかは別だが、民間給与が公務員の方より高いという状況の中で、特別職も一個人であり、物を買うのにもガソリンを入れるのにも高くなっていることを考慮すると、現状維持や下げるというのは考えなければならないと思う。次に財政状況の話だが、どの年においても歳入歳出を見ると実質プラスで貯金もできていることから現状維持か上げるかということになる。上げる場合は何パーセント上げるかが難しい。例えば人事院勧告に近い数値であれば良いと思う。

会 長：上げるということに抵抗はないとのことだが、経営者側の意見としてはどうか。

委 員：毎年最低賃金が上がっていくなかで、契約先が契約金額を上げてくれるかといったら、それは上げてくれない。ただ、従業員に定着してもらおうと思うと、会社の方針ややりがいも大切だが、給料も大切。業績が良ければ給料を上げるし、当然業績が悪ければ給料を下げる。

委 員：現状維持かと。上げる場合もどれくらい上げるかというのも難しい。ただ下げるというのではないのではと思う。

会 長：社会情勢と財政状況から大体のご意見はでしたが、もう一つ類似団体との比較だが、資料をみて

も中位から上、県内のなかでは上位である。この比較では突出して高いわけでもないという状況である。他に何かご意見はあるか。

委 員：資料の2を見ると特別職の約20年分の給料月額の推移があるが、105万6千円から始まり、平成23年1月1日から95万4千円となっている。これを見るとここ約10年くらいはずつと95万4千円となっている。この間も公務員の給料が4年連続上がる等、世間の情勢は変わっている。こういったところも考慮して検討すれば良いのではと思う。

会 長：この資料で言うと、自主的に減額もしていた。それが令和5年11月からは減額もなくなり、条例上の額と支給額が同じとなった状況である。そのうえでおかつ上げるのは違うのではないかとも思える。市長・副市長・教育長について意見を聞いたが、議会の議員についてもご意見はあるか。同じであるということでおろしいか。

委 員：了承。

会 長：総括として社会情勢として物価高で実質賃金が低くなっているなか賃上げのムードがある。そのような状況の中で特別職についても上げるのもやぶさかではないが現状維持がよろしいのではないか。

事務局：特別職の給料が約10年上がっていないと意見があったが、資料3の特別職の年収は上がっている。上がっている理由は賞与によるもので、賞与は社会情勢を踏まえた国の率に基づいて決定している。一般職だけが上がっているのではなく、年収でみると特別職も上がっている状況である。本日の議論では特別職の報酬は現状維持ということではあるが、引上げることについても検討すべきとの意見もあった。そのため社会情勢を踏まえ報酬の引上げの余地があることを附帯意見として入れ、次回の審議会で答申案をお示しさせていただく。  
また財政状況について、県内の順位としては悪くないが、追加資料として配布した前回の会議資料と比較すると良くもなっていない。そのため悪化も良化もしていない状況である。さらに決算の数字は悪いものではないが、今後悪化することが見込まれることも判断の一つになるため、答申の内容に入れさせていただく。

委 員：了承。

### **【質疑応答】（行政委員）**

会長：非常勤の特別職について、資料12、14になり、月額や日額等あり比較しにくいが、資料12の下段に一人当たりの年間活動実績と報酬実績があり、日額に換算すると大体1万5千円になる。教育委員と監査委員の識見を有する者については3万5千円と相当高額となっている。この差は何かあるのか。

事務局：専門的な知識を求められるといったことでの単価設定となっている。

会長：理由があるので、特に金額がおかしいとは思わないが、異議なしでよろしいか。現状維持で良いということでおよろしいか。

委員：了承。

### 4. その他非常勤特別職の報酬等について

#### **【資料説明】**

以下の資料につき事務局より説明を行う。

令和8年度 学校医師・歯科医師・薬剤師の報酬等の改定について

令和7年度～8年度 認定こども園・幼稚園の医師・歯科医師・薬剤師の報酬について

### **【質疑応答】（特別職の非常勤）**

会長：校医の報酬について報酬と報償を支払っていたが、2つを1つにするということで令和8年度からこの表に挙がっている額に改定したいということですが、何か意見はあるか。

委員：小学校の校医だけ報償が0円なのはなぜか。

事務局：地区医師会と協議の結果、ここについては0円でということとなっている。

委 員：小学校と中学校でお医者さんの立場として違うものはあるのか。

委 員：交通費として払っているとのことのため、小学校の校医は近所だからではないか。

事務局：報酬については給料としてお支払いしているもので、業務内容としては年に1回内科検診、歯科検診、尿検査、薬剤師の方は学校環境検査等で水質を測っていただいており、そういう業務に対して支払いしているもの。それとは別に報償費は交通費等として手当的に支払っているものだが、明確に交通費の区別はできない。この報酬と報償を一本化するという意味合いです。

小学校と中学校の業務内容についての違いは、小学校が何校か集まって中学校を構成しているため、人数的に多い校区も広い。

会 長：校医等の報酬の改定については相当であるということによろしいか。

委 員：了承。

事務局：園医、園歯科医、薬剤師についても報酬と報償を一本化し、また令和7年度まで樋原市こども園は独自のこども園ということで幼稚園医と保育所嘱託医、幼稚園歯科医師と保育所の歯科医師と2人いるが、令和8年度から正式に国の認定こども園となる予定のため、2人いる医師を認定こども園の医師として1人とし、1人あたりの検診等の人数が増えるため増額改定する。

会 長：こちらも相当ということでよろしいか。

委 員：了承。

事務局：今回の意見を受け次回答申案を示し、審議いただく予定。

### （3）次回以降開催日程

第3回 令和8年 1月15日（木）午前10時から 分庁舎4階 コンベンションルーム